

障害福祉サービス事業者等に対する喀痰吸引等研修受講支援事業



● 目的

喀痰吸引の実施に必要な研修費用の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所における、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする障害児の支援体制の確保を行い、受入拡大を図る。

● 課題

- 看護職不在の事業所において医療的ケアが必要な利用者の受入れが困難
- 複数の利用者に対応する場合、研修受講費用が高額

● 期待する効果

- ・医療的ケアが必要な障害者の受入拡大
- ・事業所の体制整備の促進
- ・家族介護者の負担軽減

【喀痰吸引（かくたんきゅういん）とは】

口・鼻・気管などに溜まった痰や唾液などの分泌物を、吸引器を使って取り除く **医療的ケア** のこと

【喀痰吸引が必要なケース】

- ・神経・筋疾患（ALS、パーキンソン病など）
- ・嚥下障害や意識障害 ・気管切開をしている人
- ・高齢者や重症心身障害児など

● 喀痰吸引研修とは

「たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）」と「経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）」を行える介護職員等を養成するための研修。基本研修と実地研修の両方修了により、医師の指示や看護師との連携のもと「たんの吸引」「経管栄養」が実施できる。

研修種別	対象	費用目安	備考
第1号研修	不特定多数	約20,000円～230,000円	医療的ケア5行為（口腔・鼻腔・気管・胃ろう・経鼻）を網羅。 実務者研修修了者は一部免除あり。
第2号研修	不特定多数	約20,000円～200,000円	第1号研修より対象行為が少ない（気管・経鼻は含まれない）。 実務者研修修了者は一部免除あり。
第3号研修	特定の利用者	約20,000円～60,000円	ALSなど特定の障がい者に対する個別ケア。行為ごとに費用が加算される場合あり。 利用者毎に実施研修を受講する必要あり。

【研修実施機関】

大阪府内28か所（堺市内7か所）

【研修の流れ（第3号研修）】

- ・基本研修
講義 [8時間] + **演習**（シミュレーター演習 [1時間]・現場演習 [一連の流れが問題なくできるようになるまで]）
- ・実地研修
対象となる利用者に対し実施。
看護師が指導し評価。問題ないと判断されるまで実施。

介護職員等が医療的ケアを行うために受講が必要な「喀痰吸引等研修」にかかる経費の一部を補助

● 補助対象研修

- ・第3号研修の基本研修又は実地研修
- ・実地研修の対象となる利用者は最大4人まで

● 補助対象者

- ・本市が指定する障害福祉サービス事業者（障害児を含む）

- ・補助対象者が本市内の事業所に属する職員に受講させ、修了させるもの。
- ・本市が支給決定を行う障害児（児）に対し、喀痰吸引等を行わせること、もしくは、喀痰吸引等の実施に備えて事前に知識・技術の習得を行うことを目的とするもの。

研修種別	補助金額
①基本研修	以下のいずれか低い額 ・受講費用の2分の1に相当する額 ・補助上限額10,000円
②実地研修 (利用者1人あたり)	以下のいずれか低い額 ・受講費用の2分の1に相当する額 ・補助上限額2,500円